

第29回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年7月30日(木) 午後1時25分から午後2時00分

2. 開催場所 妙高市役所 4階 402会議室

3. 出席委員

農業委員(17名)

会長	9番	安原 義之		
会長職務代理者	16番	市川 政一		
委員	1番	渡邊 春男	2番	東條 進
	3番	尾島 和幸	4番	加藤 謙太郎
	5番	丸山 善明	6番	荒川 美子
	7番	宮尾 俊一	8番	丸山 嘉之
	10番	飯塚 淳一	11番	内田 芳昭
	12番	斎木 壽次	13番	山川 政明
	14番	霜鳥 勝範	15番	生井 一広
	17番	尾崎 香		

推進委員(7名)

	3番	山本 重和	5番	金子 稔
	6番	矢坂 信昭	11番	堀川 恒一
	12番	山下 利秋	17番	高田 建治
	18番	清水 良恵		

4. 提出議題

報告第33号 5月分許可状況について
報告第34号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第35号 農地転用事実確認証明等報告について
報告第36号 農地法施行規則第29条第1号該当届出について
報告第37号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について
議案第31号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第33号 農地法の適用を受けない事実確認願について
議案第34号 農用地利用集積計画について

5. 職務のために出席した農業委員会事務局の職員

次長 西澤 明夫 係長 宮下 桂子 主査 竹田 由之

6. 会議の概要

次 長

本日の出席委員の報告をします。
只今の出席委員は、17名でございます。
なお、本日、事務局長は別公務のため、欠席させていただいております。
それでは、安原会長、お願いします。

会 長

ご苦労様でございます。
梅雨らしい梅雨で、なかなか仕事もはかどらない状況となっております。
8月上旬から少しずつ、天気も回復してくるとの予報です。早く田んぼが固くならないと稲も刈れないなと思っているところです。
近隣の市では新型コロナウイルスの感染者が出ておりますし、なかなか終息に至らない状況でございます。
第2道の駅と言われている「四季彩館みょうこう」が23日にオープンいたしました。入場制限がかかるほど、大変、たくさんの方においていただきました。体感温度を測り、アルコール消毒をし、マスクを着用しての入場となっていました。東京のナンバーの車も結構来ており、怖いなと思いついて見えておりますが、なんとか妙高市は感染者ゼロでいていただきたいなと思っています。
今日は、その他事項で新制度2期目に向けた検討会の報告もあろうかと思えます。逐次、上越市、糸魚川市と新しい人選も終わっております。当市は来年3月ということでスケジュールとしては、9月議会の時にある程度、明確なところまでいかなければいけない中で、進めているところでございます。皆様からも、今日の報告をお聞きいただきまして、いろいろなご意見やら協力をいただきたいと思っておりますので、改めてお願い申し上げます。

議 長

妙高市農業委員会会議規則第6条及び、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立しておりますので、第29回妙高市農業委員会総会を開会いたします。
最初に議事録署名委員を指名いたします。10番の飯塚 淳一委員、11番の内田 芳昭委員、よろしく願いいたします。
本日の報告事項については5件、議案については4件です。
公正かつ厳正なご審議をお願いします。

議 長

まず、報告事項ですが、

- ・報告第33号 5月分許可状況について
- ・報告第34号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- ・報告第35号 農地転用事実確認証明等報告について
- ・報告第36号 農地法施行規則第29条第1号該当届出について
- ・報告第37号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について

以上、報告事項5件について、事務局の説明をお願いします。

事務局

1ページ、報告第33号 5月分許可状況について、をご覧ください。
令和2年5月に申請されましたものは、3条申請が5件、5条申請が5件でした。いずれも慎重審議をいただきまして、妙高市農業委員会の許可となっております。

次に、2ページ、報告第34号 農地法第18条第6項の規定による通知について、をご覧ください。

6月に届出がありました合意解約は、2件です。

解約後は、1番の一部につきましては、転用予定で、今月の提出議案となっております。分筆後に転用となっております。その他の地番についても転用することにより取水がうまくできなくなるため、解約となり、今後は保全管理となりました。2番については、先月の

総会において、別の方と相対で賃借となっています。

次に、3ページ、報告第35号 農地転用事実確認証明等報告についてです。

6月につきましては、法務局からの農地の転用事実に関する照会が1件です。

昭和60年7月に「石材採掘事業用地」として、5条申請の転用許可を受けたもので、現在は事業撤退し封鎖されていますが、転用目的が実現されたことを地区担当委員と現地確認をしております。

次に、4ページ、報告第36号 農地法施行規則第29条第1号該当届出について、です。

これは、転用面積が200㎡未満の農業用の施設等を建築する場合は、「農地の転用の制限の例外」として、届出をすることにより、農地法第4条の転用許可が不要になるものです。

6月に届出のあったものは1件で、26.79㎡の農作業所兼農業物置を建築したものです。

次に、5ページ、報告第37号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について、です。

先月、届出のありました相続件数は5件で、新たなあっせん希望はありませんでした。

以上、報告案件について説明させていただきました。

よろしく願いいたします。

議 長 それでは、事務局の説明に対しまして、質問等がありましたらお願いいたします。

議 長 無いようですので、報告事項5件については、ご了承いただきたいと思います。

議 長 次に、議案第31号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程します。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第31号 農地法第3条第1項の規定による許可申請書審議については、6ページをご覧ください。

今月の許可申請は、1件です。

申請地は、大字関山地内、登記地目、田が4筆で登記地積合計2,025㎡であります。譲受人は、現在、長野県信濃町に在住され耕作されていて、妙高市内で初めて申請地を購入し耕作していきたいという、妙高市内での新規就農者です。

妙高市内では新規就農者ということで、先般、会長職務代理と担当農業委員、担当推進委員、事務局員で聞き取り調査を実施したところです。

申請に至った経緯は、所有者から隣接地に居住する申請者の姉を通じて、市外在住で耕作管理できないので、譲り受けて耕作してもらえないかと相談を受け、隣接地に作業場があり頻りに、週3回程度来ていることから、耕作可能と判断し、譲り受けて耕作したいというものです。

申請者としては、許可を受けて所有権を譲り受けた後に、耕作しやすいように整地し、水捌けが悪く湿気地なため、排水路や溝を切って排水整備後に、小麦の作付けを予定しています。

所有農地につきましては、信濃町に1.8haほど所有していて、田、333㎡のみを耕作し、その他、田として1.6ha、畑として24aについては、所有農地の隣接で耕作

する知り合いの個人農家の農地集約化に協力して貸し付けているもので、実際には、その農家を手伝って水稻や小麦を栽培しているとのこと。

農業機械は、現在、軽トラックのみ所有していて、トラクター、コンバイン、田植機、必要な小麦用機械は、知り合いの農家から借りて作業することが可能とのこと。

農業経験は、所有農地や貸付農地の手伝い等で経験は十分であり、耕作労力については、申請者や家族、建設業の従業員の補助も可能とのこと。

委員から、周囲の農地にも広げていってほしいとの要望に対し、耕作栽培が軌道に乗ってくれば周囲にも広げていきたい意向であることを確認しました。

最終的には、市外在住ではありますが、隣接の作業場にも頻繁に来て管理できることや、技術や経験を生かして農地を再生し、周囲まで拡大したい意欲を持って耕作していくことから、特段問題ないと判断することで出席委員全員同意したところ。

譲渡人は、市外在住・遠距離で管理を続けることが困難であることから、これを機に譲受人に売買により譲り渡すものです。売買価格につきましては、4筆の農地ではありますが形状、面積等の条件によって、両者で協議した結果となっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上ですが、耕作面積及び権利を取得する面積が、下限面積の別段面積である10アールを超えていること、及び農地法の不許可の項目に該当しないものと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。
1番については、12番の斎木 壽次委員より、お願いします。

12番 6月20日に非公式に面談し、7月7日に内田推進委員、事務局と共に現地確認を行いました。7月15日にヒアリングを職務代理も同席の上、実施いたしました。人柄は、真面目にやってくれそうな感じを受けました。

現在も倉庫として使用されている建物ですが、実の姉のつれあいの方が、20年ほど前にきのこの菌床栽培を始めようとして建てられたのですが、他界されてしまったため、申請者が倉庫として使用しているとのこと。

申請者においては、市内での建設の実績はないと思います。倉庫を利用して、建設業を営むかどうかは不明です。

関山地区で麦栽培の話聞いたことがなく、計画が順調に進んでくれればよいと思います。うまくことが進んで、規模拡大し、遊休農地を減らしてくれればと思います。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 それでは、議案第31号の質疑を行います。
質問、意見等がありましたらお願いします。

会長 北沢の未ほ場のエリアについて、空いてる田んぼがいっぱいあるのですか。

12番 譲渡人は、当該申請地の倍くらいの面積を所有しております。今回申請していない分は、住宅が3、4軒ならんでいるところにあり、住宅地として売れるのではないかと話し合いになったということです。

今回の申請地は、近隣に住む方が保全管理をしておりました。少し傾斜地で水路が悪い状況です。水稻には不適切だということです。麦栽培については、全くの初めてのことで、期待したいところです。建設業ですので、許可が下りたら排水路を整備し、全体を緩やかな傾斜地にして、麦を作付したいということです。

信濃町でも麦栽培の実績はありますので、ノウハウは持っていると思います。

議 長 他にありませんか。
無いようですので、これにて質疑を終わります。

議 長 これより、議案第31号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を採決
します。
お諮りします。本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第31号については、許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第32号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程しま
す。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書審議については、7ページ
をご覧ください。
今月の許可申請は3件です。

1番について、申請地は、大字北条地内、登記地目、田が1筆、登記地積216㎡です。
事業全体としては、隣接宅地を含めた297.06㎡です。

位置図は、資料No.4をご覧ください。

申請地の農地区分は、周辺を道路等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地で
あることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、その他2種に該当するものと思わ
れます。

譲受人は、実家の近くの土地を求めていたもので、隣接する農地は最適と判断しました。

譲渡人と譲受人は、父と子の関係にあり、譲受人は申請地に使用貸借権を設定し、隣接
地と一体で一般住宅1棟とカーポート1棟の整備を希望しています。

2番について、申請地は、大字上中村新田地内、登記地目、田が1筆、登記地積
405㎡のうちの200㎡です。

位置図は、資料No.5をご覧ください。

申請地は、農振農用地ではありますが、3年以内の期間の一時的な転用で、農業振興地域
整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものに該当することから、許可で
きる案件であります。

用地の選定にあたっては、工事の効率を考慮し当該地が選定されていることから、適地
と判断しました。

譲受人は、申請地に賃貸借権を設定し、8月24日から12月23日までの間、天然ガ
ス輸送導管の管体健全性調査の実施に伴う、仮設事務所用地として一時転用での使用を希
望しています。

3番について、申請地は、白山町4丁目地内、登記地目：田が4筆、登記地積合計
400㎡です。事業全体としては、隣接宅地を含めた409.21㎡です。

位置図は、資料No.6をご覧ください。

申請地は、都市計画法に規定する用途地域 第1種低層住居専用地域であることから、
第3種農地です。

譲渡人と譲受人は、親戚関係にあり、譲受人は申請地に賃貸借権を設定し、隣接地と一
体で一般住宅1棟とカーポート1棟の整備を希望しています。

以上、3件ですが、転用計画、資金計画及び資金計画の確認書類を確認した結果、特段問題ないと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。
1番については、2番の東條 進委員、
2番については、12番の斎木 壽次委員、
3番については、17番の尾崎 香委員より、お願いいたします。

2番 7月7日に古川推進委員、事務局と現地確認を行いました。
事務局の説明の通りでありまして、私が住んでいる地域でありますので、状況について把握しているところです。農業用水についても、ほ場整備の除外地であり、支障はございません。特段問題ないと思いますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

12番 7月7日に内田推進委員、事務局と現地確認を行いました。
事務局の説明通りで、申請地は市道に面しており、現在は保全管理をし、良好な状態にあります。

17番 7月8日に石山推進委員、事務局と現地確認を行いました。
事務局の説明通り、第1種低層住宅専用地域で、西側、南側には公共施設があり、北側、東側には住宅・アパートがあり、宅地化が進んでいるところです。現地確認及び関係書類を確認したところ、許可して差し支えないと考えますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 それでは、議案第32号の質疑を行います。
質問、意見等がありましたらお願いします。

議長 無いようですので、これにて質疑を終わります。

議長 これより、議案第32号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第32号については、許可することに決定しました。

議長 次に、議案第33号「農地法の適用を受けない事実確認願について」を上程します。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第33号 農地法の適用を受けない事実確認願については、8ページ・9ページをご覧ください。
今月の確認願は、7件です。

1番については、同一の所有者の案件ですが、状況が違うことから、所有者から2件に分けて確認願があったため、議案を分けて提案するものです。

1番の1については、申請地は、大字志地内、登記地目、田が1筆で2.21㎡、畑が

1筆で383㎡、登記地目、田畑合計で2筆、登記地積合計385.21㎡です。

位置図は、資料No.7をご覧ください。

申請地は、平成2年頃、最低でも30年以上前から、耕作する労力がなくなり耕作されなくなり、山林原野化している状況を現地確認しました。

1番の2については、申請地は、大字志地内、登記地目、畑が2筆で登記地積合計600㎡です。

位置図は、資料No.7をご覧ください。

申請地は、昭和35年頃から、最低でも50年以上前から、山間地で耕作条件が悪かったことから耕作管理されなくなり、周囲とともに山林原野化している状況を現地確認しました。

2番について、申請地は、大字関山地内、登記地目、畑が6筆で登記地積合計1,163㎡です。

位置図は、資料No.8をご覧ください。

申請農地①～③は、所有者が昭和35年に市内で転居し、自営業を開業して以来、最低でも50年以上前から、

申請農地④～⑥は、所有者が市内転居後も他者に耕作してもらっていたようですが、昭和60年代から、それぞれ耕作放棄され、耕作されることなく山林原野化し、現在に至っていることを確認しました。

3番から6番については、所有者はそれぞれ異なりますが、申請地はいずれも、大字小濁地内の隣接した区域にあり、

3番は、登記地目、田が9筆で登記地積合計1,581.19㎡、登記地目、畑が1筆で登記地積、168㎡、田畑合計で10筆、1,749.19㎡、

4番は、登記地目、田が2筆で登記地積合計987㎡、

5番は、登記地目、田が5筆で登記地積合計1,686㎡、登記地目、畑が1筆で登記地積152㎡、田畑合計6筆で1,738㎡、

6番は、登記地目、畑が3筆で登記地積合計1,285㎡です。

位置図は、資料No.9をご覧ください。

それぞれの申請地は、耕作されなくなった時期は別々ですが、耕作する労力がなくなり個々に経営規模を縮小されたのに伴って、傾斜地で耕作条件も悪く周囲も耕作されなくなったことから耕作放棄され、その後にそれぞれ市内転居・市外転出されたこともあって、それぞれ最低でも30年以上農地として耕作されることなく、周囲とともに山林原野化して現在に至っていることを確認しました。

以上ですが、申請農地については、現地の状況や周囲の環境などの状況を確認し、今後も農地としての活用が見込めないことから、調査地を非農地と判断し、農地法の適用を受けないことを確認して特段問題ないと考えられます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長

続きまして、担当委員の説明をお願いします。

1番については、8番の丸山 嘉之委員、

2番については、12番の斎木 壽次委員、

3番から6番については、15番の生井 一広委員より、お願いいたします。

- 8 番 詳細については、事務局の説明通りであります。
1-1については、周辺は住宅が並んでおり、その1画が山林化している状況です。
1-2については、森の中の一部ということで、森と一体化している状況で、山林原野化しています。
よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
- 12番 事務局の説明通りで、特に補足説明はございません。
よろしくようお願いいたします。
- 15番 7月15日に堀川推進委員、事務局で現地確認を行いました。
区長さんに確認したところ、申請農地まで行く道もなくなっているようで、長い間耕作されることなく、現在に至っている様子で、周囲と共に山林化していることを確認しました。
申請のとおり、非農地として判断して、問題ないと考えます。
よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
- 議 長 それでは、議案第33号の質疑を行います。
質問、意見等がありましたらお願いします。
- 会 長 小濁には、何軒あるのですか。
- 15番 1軒です。
- 職務代理 3～6番についてですが、今まで一度に4件も出てくるのがなかったのですが、指導が何かされて出されたものですか。
- 事務局 隣接する砂利採取業者さんの事業の関係で、申請があったものです。
- 議 長 他にありませんか。
無いようですので、これにて質疑を終わります。
- 議 長 これより、議案第33号「農地法の適用を受けない事実確認願について」を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
- 【「異議なし」の声あり】
- 議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第33号については、許可することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第34号「農用地利用集積計画について」を上程します。
事務局の説明をお願いします。
- 事務局 10ページ 議案第34号 農用地利用集積計画について、をご覧ください。
今月は、新規設定3件、再設定6件の、合計9件です。
- 新規分については、1番は相続の届出の際に以前から賃借されていた農地があったことがわかったため、申請となったものです。2番、4番については、再設定の申請をされた時に、他にも賃借されていた農地があったことがわかったため、申請となったものです。

契約内容や貸借期間については、貸付人、借受人双方の両者合意のものとなっています。無償で貸借をしているものは貸付人からの要望により貸付を行っているものです。

10ページ3番と5番、6番、11ページ7番から9番につきましては、再設定です。再設定ですので、特に問題はないかと思われます。

先月の総会で、ご指摘いただいた耕作期間中に貸借期間が切れるものについては、先月の総会後の提出分から耕作期間外となるように設定していただいています。

耕作期間中に貸借期間が設定されているものは、先月の総会前に提出されたものです。

以上、市長への農用地利用集積の計画要請につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 それでは、議案第34号について質疑を行います。
質問、意見等がありましたらお願いします。

推5番 柳井田地区において、ほ場整備が行われる予定で、令和5年～6年となっております。4番、5番については、令和7年までとなっておりますが、この方でしたら大丈夫かと思えます。今後、受け付ける際には、頭に入れておいていただければと思います。

議 長 そういうことだそうですので、よろしくお願いたします。

議 長 他にありませんか。
無いようですので、これにて質疑を終わります。

議 長 これより、議案第34号「農用地利用集積計画について」を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第34号については、市長に要請することに決定いたしました。

議案の審議については、全て終了しましたので、
これにて第29回農業委員会総会を閉会します。

以 上

この議事録は、農業委員会等に関する法律第33条に基づいて作成したものである。

妙高市農業委員会会長 安原 義之